栃木県文化振興条例のあらまし

文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 基本理念(第2条関係)

文化の振興について、次の基本理念を定めることとしました。

- (1) 文化の担い手である県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されること。
- (2) 県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られる
- (3) 多様な文化の保護及び発展が図られること。
- (4) 郷土の伝統的な文化が、県民共通の財産として、将来にわたり保存され、及び継承されるとともに、新しい文化の創造のために生かされるよう配慮されること。
- (5) 県民、文化活動を行う民間の団体及び個人(以下「文化団体等」という。)、事業者、市町村並びに県が、それぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携し、及び協力するよう努めること。

2 県の責務及び県民等の役割

- (1) 県は、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。(第3条関係)
- (2) 県民は、文化についての理解と関心を深め、文化に親しむこと等を通じて、文化を振興する役割を果たすように努めるものとすることとしました。(第4条関係)
- (3) 文化団体等は、それぞれの文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすように努めるものとすることとしました。(第5条関係)
- (4) 事業者は、文化活動への支援等を通じて、文化を振興する役割を果たすように努めるものとすることとしました。(第6条関係)

3 文化振興基本計画(第7条関係)

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画を定めなければならないこととしました。

4 文化の振興に関する基本的施策

- (1) 芸術及び芸能の振興(第8条関係)
- (2) 生活文化等の振興(第9条関係)
- (3) 文化財の保存等(第10条関係)
- (4) 伝統的な文化の保存等(第11条関係)
- (5) 文化交流の推進(第12条関係)
- (6) 文化情報の発信(第13条関係)
- (7) 文化活動の担い手の育成(第14条関係)
- (8) 鑑賞等の機会の充実(第15条関係)
- (9) 高齢者、障害者等の文化活動の充実(第16条関係)
- (10) 学校教育等における文化活動の充実(第17条関係)
- (11) 文化施設の充実及び活用(第18条関係)
- (12) 文化情報の収集及び提供(第19条関係)
- (13) 文化による地域づくり(第20条関係)
- (14) 文化をはぐくむ環境の整備(第21条関係)
- (15) 市町村及び文化団体等との連携等(第22条関係)
- (16) 民間の支援活動等の促進(第23条関係)
- (17) 文化の振興に寄与した者の顕彰(第24条関係)
- (18) 推進体制の整備(第25条関係)
- (19) 財政上の措置(第26条関係)

5 栃木県文化振興審議会(第27条関係)

この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議するため、栃木県文化振興審議会を置くこととしました。

6 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。